

闘争の停止各機關の活動の不活潑を清算すべきである
 (一) 婦人、青少年部争議は調停裁判のみや法律的かけ引ばかりでは到底勝利を得ることは出来ない、一木衆行動の闘争形態を取ることでなければならぬがその大衆行動は一親父組合のみに限定せず婦人、青年、少年が動員されそれぞれの役割を果さねばならない、そのために婦人、青少年部を確立し闘争に備ねばならぬ

(二) 吾縣聯は全農全會派として經濟闘争を中心題目に闘ふ大衆闘争団体であることは言ふまでもなくまた貧農小作人一被勤勞大衆の政治的問題を取りあげて闘ふ合法的大衆団体であることも今更論ずるまでもない、従つて廣汎なる大衆獲得のためには機械的に公式主義の一點張りて一切を處理することなく地方地方に於ける具体的情勢を充分にクミ取つて譲りのな

い指導と大衆獲得の闘争が起されねばならぬ

(一) 小作米減免、土地引上反對の如きも未組織農民との間に相談會をもち小作米マケロの會、××同盟等によつて闘争に廣汎なる大衆を組織される方法を取り減免要求も單に組合の方針をオシツケるのでなく充分に未組織農民の要求も入れることにせねばならぬ、而し組合が中心となつて闘争を指導することを怠つてはならぬ

(二) 組合選出の町村會議員、農會總代の闘争を積極的に支持し村會、農會、産業組合等の不正更員の公金費消又は農教土木事業には必らず不正があるが之等の問題を取り上げて座談會村民大會部落大會によつて闘争を起さねばならぬ

(三) 争議闘争委員會の編成、組合員一人に土地引上、差押の事件が発生した場合にも委員會によつて方針が決められ